

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成30年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	内野々砂地区	平成29年6月15日
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	善明堂地区	平成29年7月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	鳴山地区	平成29年7月10日
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	河内川西地区	平成29年12月6日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	庵上南地区	平成30年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	寺上東地区	平成30年1月11日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	笠岡中尾地区	平成30年2月7日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	政本地区	平成30年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大地地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	平池地区	平成30年2月28日